

令和4年度事業計画

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「コロナ」という。）の感染拡大が始まりはや2年余りが経過する。この間、多くの生活困窮者や従来どおりの営業ができず、業績が回復しない事業者等は、いまだ明るい未来が見通せず、もがき苦しんでいる。

テレビニュースやインターネット情報を見ていると、一日の感染者数や死亡者数が何人であるとか、とにかく明るくない情報が溢れており、晴れやかな心境になれない人々が多いであろう。また、それらの情報に触れるたびに、日々の業務や当会の事業執行や会務に影響を及ぼすため否が応でも意識させられる。そんな閉塞感漂う今日であるため、少しでも前向きな話題を提供したい。

令和4年8月3日は、我ら司法書士にとって記念すべき日である。

“司法書士制度150周年”

明治5年に証書人や代言人とともに代書人制度が発足し、幾度かの法改正によりその名称を司法代書人、そして司法書士へと変え、150年の時を経て現在に至る。

150年という歳月を想像すると、元号だけでも明治、大正、昭和、平成、令和という五つの時代に及ぶものであるばかりか、度重なる戦争、世の中の風潮や社会の変化がある中、制度の維持発展に努めることは容易なものではなかった。現代の司法書士業界に身を置く者として、まずは先達に対し感謝の気持を表したい。

近年の目まぐるしい技術の進化、そして、大きく変化する社会を先達は想像できたであろうか。いや、想像はできなかったであろうが、時代の流れとともに大なり小なりの変化を伴ったので、乗り越えるべき山は幾多もあった。そういった変化にも順応し、制度の発展に尽力してきた先達のおかげで、今般、制度150周年を迎えることができた。

時は現在。急速な社会の変化、ことIT技術については革命的な進化を遂げ、司法書士業務の在り方が大きく変化する過渡期といえる。先達がそうであったように、現代の我々も時流に沿った業務の在り方を常に模索しなければならない

裁判手続や登記申請手続に代表されるように、国策としてオンラインでの手続

が求められている昨今において、パソコンやアプリケーションソフトの操作が不得手な司法書士は、文字どおり「山を乗り越えて」もらい、業界全体が時代に即した業務への取り組みを示すことは重要である。そして、現代の我々が社会の求めに応じることにより、国民からの信頼を得、必要とされることで、制度がこれまで以上に発展し、魅力ある職能として、司法書士制度200年という日を迎えたい。

また、令和3年4月28日には、成立した民法・不動産登記法改正及び相続土地国庫帰属法が制定されたが、これらの改正は、これまでの司法書士の活躍が認められたばかりか、今後のさらなる活躍の場を与えられたと言ってよいものであろう。

さらに、所有者不明土地問題に端を発した相続登記及び所有権登記名義人住所変更登記等の義務化については、所在等不明共有者及び不明相続人の不動産の持分の取得・譲渡などの改正点とあいまって、司法書士の専門性、有用性を示すことができるものとなろう。

所有者不明土地問題の解消という公益に資するためにも、相続登記義務化の施行日（令和6年4月1日）に向けて、市民向けの啓発活動などの広報事業や相談事業を通じて、相続登記の必要性の周知徹底及び受託の促進、ひいてはより多くの相続登記の事件処理を目指した事業を柱とし、市民の権利擁護に資する事業、そして課題となる裁判手続等のIT化への対応など、様々な事業につき積極的に展開していきたい。

第2 重点方針

1 相続登記手続促進のために

(1) 相続登記の義務化に向けての発信母体としての活動

民法・不動産登記法一部改正に伴い、相続登記義務化との法改正がなされたことにより、司法書士の社会的な役割は大きいものとなった。空き家問題・所有者不明土地問題に端を発した相続登記の義務化は、社会インフラともいえるものであり、相続登記を処理していくことは公益的な側面を含むものであることを念頭に置き、市民に対し相続登記の重要性について啓発活動を通じて発信していく。

(2) 相続登記業務の受託数増加に向けての事業展開

相続登記義務化により市民の相続登記に対する関心が高まる中、相続登記に関する相談及び相続登記手続を行おうとする意識は、法律の施行日が近づくにつれ高まっていくものと思われる。これらのニーズに応えるためにも、相続登記に関する相談事業及び広報事業を通じて、相談から受託へとつながる流れを作っていきたい。

大相続時代、そして、相続登記の義務化という司法書士が活躍できる場を得た、この機会においては「相続登記の相談・依頼は近くの司法書士まで」をスローガンに掲げ、積極的な事業を展開していきたい。

2 コロナ禍、アフターコロナにおける事業執行及び会務の確立

(1) 長く続くコロナ禍により疲弊し困窮している市民への支援

長引くコロナの影響により、生活に困窮する市民や事業活動に支障が生じている事業者、人とのコミュニケーションの機会が減少したことにより社会から孤立した市民、心身に障害を抱えた市民など、様々な権利擁護が必要な市民に対し、相談活動、広報活動を通じて法的な支援を行っていききたい。

(2) コロナ禍の中で執行可能な会務の確立と柔軟な事業の展開

変異を繰り返し、収束の兆しが見えないコロナの拡大にともない、従来の形態での会務や事業の執行が行うことができない状況は現在も続いている。既に導入しているリモートによる会議や、在宅で参加できるセミナー、シンポジウムなど、大人数を動員した会場での開催にこだわらず、コロナ感染リスクに対する危機意識を欠かさずに市民や会員の安全を確保の上、会務や事業を行っていく。

(3) コロナ収束後の新しいステージにおける会務の再構築

コロナ発生以前の会務や会員研修会などは、原則、集合形式にて行われていたが、現在のコロナ禍においても集合形式で行うべき会務や研修会などが一定数存在することは否めないところである。一方、感染予防策の一環として世界中で爆発的に導入されたIT技術の賜物たるリモート会議等は、コロナ収束後においても発展を遂げることが予想される。これらの相反する会務の形態を、状況と変化に応じて使い分けることが今後の会務において必要不可欠である。

リモート開催で支障のない会議等についてはリモートで開催し、そうでない

会議等については集合形式で行うといった基準を定めるなど、会務の在り方につき再構築していく。

3 裁判手続・登記申請のさらなるIT化に順応できる業務体制の推進

(1) 裁判IT化への対応

令和4年の通常国会において民事訴訟法の改正が承認され、今後3年ほどの間に段階的に民事裁判のIT化が進められていくこととなる。とりわけ、訴訟代理人となる弁護士と司法書士は、申立てなどの手続をオンラインで行うことが義務化され、裁判実務に大きな変革がもたらされることになる。書面による申立てが認められる本人訴訟においても、訴訟資料は基本的に全てデータで管理されることになるため、オンラインの利用が強く推奨されている。そのため、国や裁判所からは、国民がIT化に取り残されないように、司法書士会や個々の司法書士によるサポートが求められている。

もともと、これまで登記手続分野でオンラインを活用してきた司法書士にとっては、裁判所が構築するオンラインのシステムを利用することは、特段ハードルの高いことではないものと思われる。新しい制度の導入に伴う会員の負担や不安を払拭するため、説明会や研修会などを通じて情報提供を行っていくとともに、本人訴訟を行う市民のサポートのための相談制度の充実や対外的な情報発信などについても検討を始めていきたい。横断的な対応が必要になる場合は、ワーキングチームの組成も検討する。

また、裁判IT化への対応に限定することなく、簡裁訴訟代理業務、裁判関係書類作成業務等についても、司法書士のスキルアップ及び関与率向上を目指し、会員研修会等を実施することにより取り組んでいく。

(2) オンライン登記申請の必要性周知と申請率向上に向けて

わが国の行政手続や民間企業において、印鑑廃止の流れが加速していることは御承知のとおりであるが、登記申請においてもオンライン申請の申請率向上のための施策が講じられることが検討されている。例えば、登記権利者の押印廃止の検討や、登記原因証明情報の作成権限や認証権限の付与等を法務省に要望することなど、今後の執務環境に影響を及ぼす変化が見込まれる。

大企業の電子申告（e-tax）義務化に始まり、先に述べた民事裁判のIT化など専門職が代理人となる場合は、オンライン限定という整備がなされた

ため、登記申請手続の代理人申請をオンライン限定とすることの障壁はなくなったともいえる。現在においてもオンライン申請を行わず書面申請にて行っている司法書士は、可及的速やかにオンライン申請に慣れていかないと時代から淘汰されることもありうることを危惧するところである。

よって、いまだオンライン申請が不安である会員に対しては、説明会や会員研修会を開催し、一人でも多くの会員にオンライン申請を行っていただけるように努め、オンライン申請率の向上を目指していきたい。

第3 主要な具体的事業

1 相談事業の強化

当会の相談事業は、自治体の要請に基づくものや支部主催のものを含めると相当数にのぼり、各支部の協力もあって市民に認知されている。また、相談内容についても、登記や裁判業務に関するものから国民の権利擁護に関するいわゆる社会事業系のものなど多岐に及ぶ。

前述のとおり、相続登記の義務化が決定したこともあり、相続登記の相談は、今後増加することが予想される。長引くコロナの影響等により、困窮する市民、そして、成年年齢引き下げにより生じるおそれのある若年層の消費者被害など、司法書士に対する相談需要は一層増加するであろうことから、相談事業をこれまで以上に充実したものにしていきたい。

これらの相談需要に応じ、相談事業を強化するためには、市民が相談会にアクセスしやすいような取組みや、各種相談員の確保、相談員の資質の向上を図る必要がある。具体的には、相談会を開催する際の広報や日司連が導入しているWEBによる相談受付などのシステムの利用を検討していくとともに、会員研修会などの実施により、相談員の相談技法等の向上を目指していきたい。

なお、相談事業を強化するためには地域に根ざした支部の力が必要不可欠となるため、これまでと変わらぬ協力をお願いするところである。

また、コロナの影響を受けているのは一般市民などに限らず、会員も同様であり、事件受託数が減少している会員も相当数存在すると思われる。そこで、相談者から事件の受託をできるよう司法書士紹介制度の周知を徹底していく。

2 研修の充実

先の司法書士法一部改正の際の附帯決議において「実務能力向上のために実施される各種の研修制度について、その一層の充実」との決議がなされ、使命規定の創設により国民の権利擁護の担い手と認知された司法書士は、これまで以上に研鑽に努めていくべし、との指針が示されたと言ってよいであろう。

当会の会員の研修受講意識は非常に高く、年間12単位の研修受講率はおよそ9割に届こうかというところまで到達しており、他の単位会に対しても誇れるところである。これもひとえに本会のみならず支部の活動の賜物であり、支部会員に対する研修単位取得の必要性のアナウンスや、支部横断型の支部研修を実施し、会員の研修受講の機会を設けるなど、十二分に支部としての役割を果たしているといえよう。

令和3年度（以下「昨年度」という。）と同様、研修会場に大人数の受講者を集める会員研修会の開催は難しいことが予想されるため、ウェビナーによるWEB研修を継続することにより、コロナの感染状況に左右されることなく、研修コンテンツを提供していく。今年度は、民事裁判IT化のような新制度の導入が見込まれているため、研修の重要性は非常に高く、充実した研修を実施していきたい。

3 シンポジウム・市民向けセミナー等の開催

重点方針にて述べたとおり、相続登記義務化に伴う相続登記の促進に寄与すべく、市民向けの啓発活動等を行うものである。

近年において、度々開催している大阪法務局との共催による相続登記促進の「あなたと家族をつなぐ相続登記シンポジウム」及び日本赤十字社大阪府支部との共催セミナーである「司法書士による相続・遺言講座」の開催を予定している。

後者においては、日司連が日本赤十字社と提携を開始したことにより、当会と日本赤十字社大阪府支部との相談会併設型の共同セミナーを開催し、相続・遺言分野につき司法書士に依頼いただけるよう発信していく。

4 広報事業

重点方針に従い、上記シンポジウム等の開催や、昨年度、大阪法務局と共同で発行したエンディングノートの増刷及びアップデートの検討ほか、広報グッズの作成など、相続登記義務化についての発信及び相続登記促進を柱として「相続登記の相談・依頼は近くの司法書士まで」をスローガンに掲げ広報事業を行ってい

く。また、使命規定創設の礎たる国民の権利擁護に資する事業についても広く周知し、司法書士の有用性をこれまで以上に市民に認知していただき、相談から業務へとつながるよう積極的な広報活動を行う。

また、主として若年層を意識した広報活動も重要であることから、インターネット媒体を活用した制度広報促進のため、ホームページの改訂を行うほか、司法書士制度150周年記念事業を関連団体との共催にて行うことを予定している。

そして、コロナにより出番を控えざるを得なかった、フクロッポウの着ぐるみが、満を持して大阪司法書士会の広報隊長として様々なイベントにて登場することを予定している。

5 所有者不明土地問題・空き家問題対策への対応について

この分野については、昨年度まで継続的に取り組んできたが、民法・不動産登記法一部改正により、司法書士がこれまで以上に活躍できる下地ができたものといえる。今年度の重点方針である相続登記義務化に向けての相続登記促進事業が、もっともシンプルかつ効果的にこれらの問題の解決に資するものであるが、従来から継続している事業についても積極的に行いたい。

所有者不明土地問題に関するものとしては、昨年度から法務局が長期相続登記未了土地所有者等に相続登記を促す通知書を送付した後の、通知を受けた所有者に対する相談会を、大阪法務局と共同して実施している。

また、空き家問題に関するものとしては、自治体が空き家問題対策に取り組む上で頭を悩ます要因となっている「空家等所有者等相続人調査」の作業につき、当会は複数の自治体と業務提携の協定を締結しており、「空き家問題の予防及び解決に取り組む司法書士名簿」登録会員に事件処理をお願いしているところである。なお、空き家問題対策の受託業務は、空家等所有者等相続人調査に限らず、空き家の流通阻害要件を除去するものや、街づくりに関する包括的なものを含むと合計9自治体との協定を締結している。

上記の事業を継続することは当然として、新たな自治体との協定締結や、新たな事業を行う必要が生じた場合は、臨機応変に対応することで、この分野においては「司法書士が適任」であるとの社会に対するアピールも含めて行っていきたい。

6 司法ソーシャルワーク・権利擁護事業の推進

重点方針にも挙げているように、コロナにより疲弊し困窮している市民に対する権利擁護支援は急務である。

当会は、今日まで消費者問題、高齢者や障害者、経済的困窮者、セクシュアル・マイノリティ、女性や子ども、自死問題等に関して、相談事業や啓発活動など、当会が独自に行うものや、自治体や社会福祉協議会等の要請に基づくものなど様々な事業を行ってきたが、長引くコロナ禍により、これまで以上に支援を必要としている市民は増加の一途を辿っていると予想される。

司法書士法の改正により、「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」との使命規定創設に至ったことは、これらの活動が国民から認められたことが要因であることを改めて認識し、令和4年度（以下「今年度」という。）も「身近なくらしの法律家」として、より積極的な活動を行い、司法書士の有用性を示していきたい。

7 商業・法人登記受任の促進

商業法人登記における司法書士の関与率が伸び悩んでいるといわれて久しいが、本人申請の形式をとる非司法書士行為が疑われる事案や民間事業者による登記申請書作成サービスの利用も一因である可能性は否めない。会社法や商業登記規則の改正などにより、高度な知識を必要とする業務となりつつある分野でありながら、司法書士の活用が進まない理由は、しっかりと検証すべき事項であることは言うまでもない。登記業務の専門家として、司法書士の関与率を上げる方法を引き続き検討していきたい。

令和3年3月30日、日司連が日本税理士会連合会と中小企業の事業承継支援に向けて連携することを目的とする「事業承継の連携に関する協定」を締結したことにより、近司連も近畿税理士会と連携することにつき協議を重ねているところである。

また、新制度である商業登記所における実質的支配者リスト（BOリスト）の申出及び保管制度の運用が、本年1月31日から開始されたが、令和3年11月のFATF第四次対日相互審査の報告結果が思わしくなかったことにより、金融機関から同リストの提出を求められる中小企業が増加することが予想される。

本制度は、商業登記所に対して申出手続を行うものであり、司法書士は代理人として申請することができるため、相談や依頼が寄せられることもあるであろう。

よって、今年度は中小企業の事業承継支援及び実質的支配者リストの申出に関する相談や依頼を契機として、商業登記業務の受任促進につなげていきたい。

8 簡裁訴訟代理業務、裁判関係書類作成業務等への取組み

前述の商業法人登記における司法書士の関与率の低調と同様に、簡裁訴訟代理業務に関しても司法書士の関与率が思わしくない。

当会は、これまで日司連からの助成のもと、少額裁判報酬助成制度を実施してきたが、昨年度をもって時限の規則が失効した。しかしながら、簡裁訴訟代理業務の司法書士関与率を上げることは、訴訟代理権限を維持するためにも必要であるため、本定時総会において従来と同様の少額裁判報酬助成規則を新設することにより同制度を継続していくこととした。

裁判手続に不慣れであるがゆえに積極的に取り組めない会員が多いことが、司法書士関与率低迷の一因であることは否めないところであるため、重点方針にて示した民事裁判IT化への対応と連動した会員研修会等の実施により、自信をもって裁判業務に取り組めるようアプローチすることを検討したい。

また、前述の生活困窮者等の支援を含め民事裁判手続の普及につき、民事法律扶助の利用は欠かせないものであるところ、大規模会であり多数の会員を擁する当会において、民事法律扶助契約司法書士推薦名簿登録者は多くなく、何よりも利用数が伸び悩んでいる現状を打破すべく、法テラス対応委員会にて活動しているところである。

今年度は、裁判業務への関与数及び民事法律扶助利用数のさらなる増加を目標とし、会員に対する周知を行うとともに、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（以下「リーガルサポート大阪」という。）の会員にも、民事法律扶助の積極的な活用を促していただけるよう連携を図っていきたい。

9 非司法書士対応

今年度においても、司法書士法施行規則第41条の2の規定に基づき、大阪法務局長から委嘱を受けて行う司法書士法等違反に関する調査や、非司法書士行為の温床となりうる他資格者等のホームページ等の調査を継続して行うとともに、非司法書士行為が疑われる他資格者や民間事業者については、注意喚起や是正の要請を行い、悪質な事例については、事実関係の調査を行った上で監督官庁への処分申請や告発等を行うことを検討する。

また、非司法書士提携の疑いがあるとの情報提供があった事案に対しては、調査を行うほか、適切な対応を行う。

1 0 司法書士倫理の確立と会員の適正執務の確保

先の司法書士法改正を受けて、日司連では司法書士倫理の改正が検討されている。昨年度、日司連から単位会及び会員向けに、二度の意見照会があったことは記憶に新しいところであるが、司法書士倫理が改正されたときには、当会においても執務規則等の見直しに着手することになる。

倫理規範とは単に司法書士の努力義務のみをうたっているのではなく、当該倫理違反が司法書士会会則違反等に該当する場合は、綱紀事案に進展することもありうるため、使命規定の意義を認識し適正な執務を行っていただきたい。

近年、当会会員を対象とした懲戒処分は減少傾向にあるものの、いまだ当会に対し、会員の依頼者等から執務のあり方に関する苦情や懲戒の申し立てが寄せられているのが実情である。

よって、当会は会員指導及び会員研修会等を通じて、会員に対する適正な執務の確保と職務倫理の啓発に努めていく。

1 1 不動産取引に関する研究

昨年度まで継続して研究してきた、いわゆる「分かれ取引」について、大学教授等を交えての意見交換会を経て、不動産取引に関連する判例を検討してきた。今年度においては、それらの研究結果につき会員の執務の参考となるものを提供したいと考えている。

1 2 民事信託支援業務の研究並びに業務資料の作成

民事信託支援業務については、比較的新しい業務分野であり事件を受任した司法書士が業務の在り方を巡って提訴されるなど、これから業務として取り扱おうと考えている会員が不安を抱くこともあると耳にする。

そういった不安を解消するためにも、昨年度から民事信託支援業務の研究を行うとともに、民事信託の基礎となる会員研修会を実施したが、今年度においては研究内容について業務資料集を作成し、会員に配布することを予定している。

1 3 第二期成年後見制度利用促進基本計画への対応

令和4年度から令和8年度にかけて、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく地域連携ネットワークづくりや、成年後見制度利用支援事業の推進等が実

施される予定である。

当会は、成年後見制度にかかる委員会等の組成も視野に入れ、リーガルサポート大阪と連携するとともに、いわゆる三士会とも協働し、本計画の目的たる地域連携ネットワークの構築による地域共生社会の実現並びに成年後見制度利用者の権利擁護支援に寄与していきたい。

1.4 災害被災者相談への対応

昨年度は大阪府下での大災害はなかったものの、全国的には地震や集中豪雨などの災害が頻発しており、災害被災者に対する法律相談等の需要は今後も見込まれるものと思われる。

また、府内の自治体との災害協定につき、昨年度も新たな自治体と締結に至ったが、今後も協定締結に動く自治体は増加するであろう。

これまでと同様に、大阪府内の災害への対応は当然として、日本全国の災害に対し相談員の派遣や、電話での相談等の対応を継続するためにも、災害被災者相談員名簿を作成し、専門的な研修等を実施することにより災害被災者相談員の養成を推進していきたい。なお、必要があれば、日司連が提携を開始した日本赤十字社との連携も視野に入れ、被災者支援の活動を行うことも検討したい。

1.5 大阪司法書士会史第四巻発行

会史編纂委員会が担当している最新刊であるが、ようやく発行の目途が立った。前回発行された第三巻は、平成23年の発行であり約10年ぶりの発行となるが、第四巻は、平成元年頃から平成23年頃までの当会の歴史、そして、司法書士業界を取り巻く社会や環境についても記されており、司法書士制度150周年を迎えた記念すべき本年において、改めてその道筋を第一巻から通して閲読いただけることを期待する。

1.6 会館維持協力金への対応と今後の方向性についての検討

会館維持協力金につき、未納者に対する訴訟手続は残すところわずかといったところまで解決しており、ようやく一区切りとなる。

今後は、ごく短期間の入会者に対する運用を含め、会館維持協力金の在り方や方向性につき検討していきたい。

1.7 事務局職場環境整備

会員数2,400余名を擁する当会にあって、日常の会員サービスのほか、外

部からの様々な問合せ、苦情の対応など、事務局の携わる事務量は膨大な量に及ぶ。また、当会の事業は非常に多岐にわたり、さらに、業務委託を受けている関連団体の事務が加わる。それら多くの事務をこなすためには、相当数の職員の配置と作業空間の確保とともに、作業の効率化を図っていく必要がある。

また、コロナが収束しない現在において、事務局内での感染拡大は事務の遅滞を招くだけでなく様々な支障が生じ、残された職員の負担も重いものとなる。

よって、具体的な作業ごとに見直しを図り、事務局の使用する会務システムを刷新することも視野に入れ、システムの抜本的な改善に取り組んで行きたい。